

大分市景観条例

平成 19 年 3 月 22 日

条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、良好な景観の形成に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、景観法(平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。)の規定に基づく景観計画の策定その他の景観に関する施策の実施について必要な事項を定めることにより、本市の良好な景観の保全、これと調和した美しく風格のあるまちづくりの推進及び潤いのある豊かな生活環境の創造を図り、もって市民生活の向上及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

- 第 2 条 良好な景観は、美しく風格のあるまちづくりと潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、市民共通の資産として、現在及び将来の市民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。
- 2 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。
- 3 良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。
- 4 良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、市、事業者及び市民により、その形成に向けて

一体的な取組がなされなければならない。

- 5 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、良好な景観の形成に関し、地域の自然的歴史的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及等を通じて、基本理念に対する市民の理解を深めるよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(景観計画)

第6条 市長は、良好な景観の形成を推進するため、法第8条第1項に規定する景観計画(以下「大分市景観計画」という。)を策定するものとする。

- 2 市長は、大分市景観計画において、道路(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路をいう。)から眺望することができる区域のうち、景観の保全が特に必要な区域(以下「沿道景観美化地区」という。)を定めることができる。
- 3 市長は、大分市景観計画を策定し、又はこれを変更しようとするときは、法第9条の規定に定める手続のほか、あらかじめ、大分市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(計画提案団体)

- 第7条 法第11条第2項に規定する条例で定める団体は、良好な景観の形成に関する活動を行う団体であって市長の登録を受けたもの(以下「計画提案団体」という。)とする。
- 2 市長は、前項の登録をしようとするときは、あらかじめ、大分市景観審議会の意見を聴かなければならない。
 - 3 前2項に定めるもののほか、計画提案団体の登録等に関し必要な事項は、規則で定める。

(届出行為等)

- 第8条 法第16条第1項各号に規定する行為をしようとする者は、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。
- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、規則で定める事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。
 - 3 法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。
 - (1) 土石の採取であって、採取を行う土地の面積が3,000平方メートル以上であるもの又は高さが5メートル以上の法面を生じるもの
 - (2) 土地の形質の変更であって、変更する土地の面積が3,000平方メートル以上であるもの又は高さが5メートル以上の法面を生じるもの
 - (3) 木竹の皆伐による伐採

- (4) 屋外における物件の堆積であつて、堆積を行う土地の面積が 500 平方メートル(沿道景観美化地区内にあつては、100 平方メートル)以上であるもの又は物件の堆積の高さが 4 メートル(沿道景観美化地区内にあつては、2 メートル)以上であるもの
- (5) 景観法施行令(平成 16 年政令第 398 号)第 4 条第 6 号に規定する特定照明の新設、移設及び改設並びに色彩等の照明方式の変更

(事前協議等)

第 8 条の 2 前条第 1 項及び第 2 項の規定による届出をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより市長に協議しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による協議(以下この条において「協議」という。)に係る行為が大分市景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、協議をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。
- 3 市長は、協議があつたときは、大分市景観審議会の意見を聴くことができる。
- 4 市長は、良好な景観を形成するために必要があると認めるときは、協議をした者に対し、必要な報告を求めることができる。

(届出及び勧告等の適用除外)

第 9 条 法第 16 条第 7 項第 11 号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 次のいずれにも該当しない行為

- ア 建築等(法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する建築等をいう。)であつて、建築物(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の高さが 20 メートル(市街化区域(都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 7 条第 2 項に規定する市街化区域をいう。以下同じ。)以外の区域にあつては 10 メートル、沿道景観美化地区(市街化区域に限る。))にあつては 13 メートル)以上であるもの又は延べ面積

が 3,000 平方メートル(市街化区域以外の区域にあつては延べ面積が 500 平方メートル、沿道景観美化地区(市街化区域に限る。)にあつては建築面積が 500 平方メートル)以上であるもの

イ 煙突、鉄柱、記念塔その他の規則で定める塔状の工作物の建設等(法第 16 条第 1 項第 2 号に規定する建設等をいう。以下同じ。)であつてその高さが 15 メートル(沿道景観美化地区にあつては、13 メートル)以上であるもの

ウ コースター、観覧車その他これらに類する遊戯施設の建設等であつて、その高さが 10 メートル以上であるもの又は築造面積が 500 平方メートル以上であるもの

エ 製造施設、貯蔵施設、処理施設その他の規則で定める工作物の建設等であつて、その高さが 10 メートル以上であるもの又は築造面積が 500 平方メートル以上であるもの

オ 擁壁の建設等であつてその高さが 5 メートル以上であるもの

カ 橋、トンネル、堤防その他規則で定める工作物の建設等であつて、その長さが 20 メートル以上であるもの又は高さが 5 メートル以上であるもの

キ 太陽光発電の用に供する工作物の建設等であつて、その太陽電池モジュールの面積の合計が 500 平方メートル以上であるもの又は当該太陽電池モジュールの高低差が 10 メートル以上であるもの

ク 風力発電の用に供する工作物の建設等であつてその高さが 10 メートル以上であるもの

ケ イからクまでに規定する建設等以外の建設等であつて工作物の高さが 15 メートル以上であるもの

コ 都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為(市街化区域において行われるものを除く。)であつて同条第 13 項に規定する開発区域の面積が 3,000 平方メートル(同法第 7 条第 3 項に規定する市街化調整区域にあつては、1,000 平方メートル)以上であるもの

(2) 前号アからケまでに規定する行為のうち建築物の新築及び工作物の新設以外のものであつて規則で定める規模以下のもの

- (3) 法令又は条例の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は届出若しくは協議をして行う行為のうち、良好な景観の形成のための措置が講じられるものとして規則で定めるもの

(特定届出対象行為)

第 10 条 法第 17 条第 1 項に規定する条例で定める行為は、法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる行為(前条各号に掲げる行為を除く。)とする。

(届出内容の閲覧)

第 11 条 市長は、法第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出があったときは、その翌日から 2 週間、当該届出の内容の概要を一般の閲覧に供するものとする。

- 2 市長は、前項の閲覧を行うに当たっては、当該届出を行った者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することのないよう配慮しなければならない。

(勧告の手続等)

第 12 条 市長は、法第 16 条第 3 項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、大分市景観審議会の意見を聴かなければならない。ただし、同条第 1 項又は第 2 項の規定による届出に係る行為が大分市景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないことが明らかな場合は、この限りでない。

- 2 市長は、法第 16 条第 3 項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

- 3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象となる者に対しその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

- 4 市長は、必要があると認めるときは、第 2 項の規定による公表について、あらかじめ、

大分市景観審議会の意見を聴くことができる。

(変更命令等の手続)

第 13 条 市長は、法第 17 条第 1 項又は第 5 項の規定により必要な措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ、大分市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(街路樹整備重点道路の指定等)

第 14 条 市長は、良好な景観の形成上、街路樹の整備が重要であると認める道路(以下「街路樹整備重点道路」という。)を指定することができる。

- 2 街路樹整備重点道路の管理者(以下この条において「管理者」という。)は、街路樹のせん定、植樹、植替え又は撤去(以下「街路樹のせん定等」という。)を行い、又は当該管理者以外の者をして街路樹のせん定等を行わせようとするときは、規則で定めるところによりあらかじめその旨を市長に通知しなければならない。ただし、市長がその必要がないものとして規則で定める場合にあつては、この限りでない。
- 3 市長は、前項の規定による通知があつた場合において、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、管理者に対し、市長が別に定める街路樹の整備の方針に適合するようとすべき措置について協議を求めることができる。
- 4 市長は、街路樹整備重点道路の指定をしたとき、及び前項に規定する街路樹の整備の方針を定めたときは、その旨を公示するとともに、管理者に通知するものとする。

(大分市景観審議会)

第 15 条 この条例の規定によりその意見を聴くこと及び聴くことができることとされた事項並びに良好な景観の形成に関する重要事項について調査し、及び審議するため、大分市景観審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、良好な景観の形成に関する重要事項について、市長に建議することができる。
- 3 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。
- 4 委員は、学識経験者その他市長が適当であると認める者のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 19 年 7 月 31 日までに着手する行為又は着手した行為に係る第 9 条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「掲げる行為」とあるのは、「掲げる行為及び平成 19 年 7 月 31 日までに着手する行為又は着手した行為」とする。

(沿道景観美化地区の指定の特例)

- 3 この条例の施行の日の前日において大分県沿道の景観保全等に関する条例(昭和 63 年大分県条例第 13 号)の規定による沿道環境美化地区に指定されている地区については、この条例の施行の日に沿道景観美化地区として定められたものとみなす。

附 則(平成 22 年条例第 29 号)

この条例は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 8 条の 2 の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の届出について適用し、同日前の届出については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第 8 条の 2 第 1 項の規定による協議及びこれに関し必要な行為は、施行日前においても、同項の規定の例により行うことができる。
- 4 改正後の第 9 条の規定は、令和 2 年 11 月 1 日以後に着手する行為について適用し、同日前に着手する行為については、なお従前の例による。